

## 土庄町域学連携交流施設『夢すび館』使用上の遵守事項

1. 設置目的以外の用途に使用しないこと。また、許可を受けた者以外は、施設内に入室又は宿泊しないこと。
2. 使用時間を厳守すること。
3. 使用中は、他の使用者や地域住民の方に迷惑をかけないように、規律ある行動をとること。
4. 貴重品の保管は、各自の責任において行うこと。
5. 節電・節水に努めること。
6. 火気の使用は認めない。
7. 館内・駐車場を含め、敷地内は禁煙とする。
8. 飲酒及びアルコール類の持ち込みは認めない。
9. 入浴時間は、17時から23時までとする。
10. 原則としては22時以降の出入りを控えること。また、23時以降の共用スペース（ミーティングルーム、ロビー等）の使用は控えること。
11. 備品の借用は、土庄町役場に申し出ること。なお、設備等を施設外に持ち出して使用はしないこと。
12. 施錠等により施設を善良に使用し、鍵を紛失したときは、速やかに土庄町企画財政課に報告すること。
13. 施設及び設備、備品等を損傷・汚損したときは、土庄町役場に申し出ること。なお、使用者の重大な過失により損傷・汚損したときは、原状回復に必要な経費を使用者に請求する。
14. 使用した施設は、必ず掃除を行い備品類の後始末をすること。また、ゴミは必ずゴミ袋に収集し、指定された場所に置くこと。
15. その他、使用に当たっては、土庄町役場の指示に従うこと。

上記事項を遵守していないと判断した場合は、今後の使用を認めない場合がありますので注意すること。特に、夜遅くまで騒ぐ行為等は近隣住民の方に多大な迷惑となるので行わないこと。使用中に問題が発生した場合には、土庄町役場企画財政課（Tel.0879-62-7014）まで必ず連絡すること。